

I. はじめに

IFRS の任意適用がはじまって 6 年が経過しました。2016 年 8 月現在で IFRS を適用している企業は 86 社あり、今後適用が決まっている企業を合わせると 120 社が IFRS による連結財務諸表を開示することになります（日本取引所グループ HP より）。

ここでは、IFRS 任意適用企業が開示している IFRS と日本基準との差異を分析することで、IFRS 任意適用企業の意図を考察していきます。

II. IFRS 任意適用企業の開示事例

IFRS を任意適用する会社は、有価証券報告書の「業績等の概要」にて自社の作成した IFRS 連結財務諸表と日本基準により連結財務諸表を作成した場合の差異について説明することが求められています。

前述の 86 社のうち、変則決算のため現時点で有価証券報告書が提出されていない 2 社を除いた 84 社について、業績等の概要で開示されている IFRS と日本基準の差異を項目ごとに集計したのが下表です。以下、主要な差異項目についてコメントします。

(1) のれんの償却

GAAP 差異の開示のうち最も多かった項目であり、84 社のうち 6 割超が該当します。金額的影響も大きく、日本たばこ産業の 884 億円を筆頭に、のれんの非償却により利益が 100 億円以上押し上げられた企業は 8 社ありました。

なお、すかいらーくに代表されるように、MBO 等により上場廃止した後 IFRS を適用して再上場した企業は 3 社存在し

ますが、いずれも当該項目を GAAP 差異として開示しています。MBO 等では比較的多額ののれんが発生することがあり、業績に対するのれん償却の影響が IFRS 適用の意思決定に影響を及ぼすことが想像されます。

(2) 退職給付

開示されている GAAP 差異は概ね下記 2 点です。ただし、のれんや後述する無形資産等と比較して、影響金額はさほど大きくありません。

- 数理計算上の差異は、日本基準では包括利益に認識したうえで一定期間にわたり損益に振り替えるが、IFRS では発生時に包括利益を通じて即時に利益剰余金に反映
- 過去勤務費用は、日本基準では数理計算上の差異と同様の処理であるが、IFRS では発生時に損益として処理

(3) 無形資産

日本では費用処理が求められる開発費ですが、IFRS では一定の基準を満たした場合は無形資産に計上しなければなりません。特に研究開発投資が多額にのぼる製薬業では、アステラス製薬など 100 億円以上の影響額を開示している事例がみられます。

(4) 表示の組替

IFRS の段階利益概念は日本基準と異なり、経常利益区分がなく、営業利益に金融収益・費用等を加減して税引前利益を算出します。日本基準で特別損益項目とされている損益、たとえば災害による損失や減損損失、固定資産売却損益等は営業損益計算に含まれることとなります。

例えば KDDI では、持分法による投資利益 51 億円を営業利益計算に含めたこと等により、日本基準に比べて営業利益が 59 億円増加しました。

【IFRS 任意適用企業が開示している GAAP 差異の内容】（各社の有価証券報告書より）

項目	会社数	項目	会社数
のれんの償却	51 社	有形固定資産の減価償却	8 社
退職給付	26 社	連結の範囲	5 社
無形資産	19 社	税効果会計	4 社
表示の組替	18 社	政府補助金	2 社
収益認識	14 社	有形固定資産の減損	1 社
金融商品	10 社	特別法上の準備金	1 社
有給休暇	8 社	企業結合	1 社

(*1) 複数の項目を開示している企業があるため、合計は IFRS 任意適用企業数 84 社と一致しない

(*2) 開示していない企業が 12 社あり、うち 10 社は米国会計基準から IFRS へ切り替えた企業であった

(*3) 初度適用特有の項目（たとえば、IFRS 移行日時点の有形固定資産の公正価値をみなし取得原価とする）は集計から除いている

(5) 収益認識

収益認識に関する調整は多数ありますが、金額的影響が大きいものとして、日本基準で総額表示していた売上高をIFRSでは純額表示するケースが挙げられます。特に商社や製造業（有償支給取引について）で複数の開示があり、双日ではなんと2兆3,486億円も売上高が減少しました。兼松や伊藤忠エネクスも3,000億円を超える影響額が示されています。

そのほかの事例として、「サービスの対価について日本基準では受取時の収益としていたものを繰延」、「ポイントプログラムについて販売費から収益の控除項目とする」、「出荷基準から引渡基準への変更」などがありました。楽天では、ポイントプログラムに関する調整が404億円生じています。

(6) 連結範囲

ソフトバンクグループは、議決権の44.4%を所有するアスクルについて、日本基準においては持分法を適用していますが、議決権の分散状況や過去の株主総会の投票パターンを勘案し、IFRSでは連結しています。また、SBIホールディングスでは、いわゆるベンチャーキャピタル条項によって子会社に該当しないものと取り扱っている投資先企業を連結の範囲に含めています。

III. GAAP 差異からみる業種別のIFRS適用状況

2015年4月に金融庁が公表した「IFRS適用レポート」では、「電気機器（11社）、医薬品（10社）、卸売業（8社）、サービス業（7社）、情報・通信業（7社）、輸送用機器（5社）、化学（5社）といった業種で適用企業が多い」旨が分析されています（会社数には当時の適用予定を含む）。このうち、以下の業種は業界上位企業にIFRS任意適用企業が際立って多くみられます。

【IFRS任意適用企業が業界上位に多い業種】

業種	主なIFRS任意適用企業(時価総額順位)
医薬品	武田薬品工業（1位）、アステラス製薬（2位）、エーザイ（3位）、中外製薬（4位）、小野薬品工業（6位）、第一三共（8位）
卸売業(商社)	三菱商事（1位）、三井物産（2位）、伊藤忠商事（3位）、住友商事（4位）、丸紅（5位）
情報・通信業	ソフトバンクグループ（3位）、KDDI（4位）、ヤフー（5位）、ネクソン（11位）

多額の開発費が発生する医薬品は、開発費の一部を資産計上するか否かは同業他社比較に大きな影響を及ぼすため、業界上位企業が横並びでIFRSを適用する理由があります。

同様に、総合商社は代理店としての収益を総額表示するか純額表示するかが各社で異なると、同業他社比較を行う前提が失われるほどの影響があるため、業界1~5位まですべての企業がIFRSを適用しています。

また、業界上位にのれんの償却費が業績に大きな影響を及ぼす企業がある場合、当該企業がIFRSを任意適用すると同業他社もそれに追随してIFRSを適用する動機付けとなります。情報・通信業の時価総額1,2位はNTTドコモと日本電信電話（NTT）ですが、両社はいずれも米国会計基準により連結財務諸表を作成しているため、情報・通信業は「のれんを償却しない会計基準」を業界上位企業が横並びで適用している業種であるといえます。

IV. 初度適用におけるGAAP差異の開示

IFRSの適用初年度は、日本基準からIFRSへの調整過程について有価証券報告書で詳細な注記が求められています。参考として、2016年3月期からIFRSを適用したKDDIの開示事例のうち、それぞれ比較年度である2015年3月期の包括利益と利益剰余金の調整表を次頁に掲載しました。

携帯端末の販売代理店に支払う手数料を収益から控除する等により売上高が約2,300億円減少している点や、減価償却方法を定率法から定額法へ変更することで有形固定資産が約2,200億円増加している点が特徴的です。また、将来償還される優先株式を資本ではなく金融負債として認識する調整項目は、純資産やROEへ直接的に影響を及ぼします。結果として、日本基準よりも税引前当期利益は△570億円、包括利益は+33億円、利益剰余金は△1,006億円となりました。

V. おわりに

会計ビックバンから始まる一連の改正により、日本基準とIFRSとのコンバージェンスはかなり進んでいますが、それでもまだいくつかの点で重要な相違があり、それがIFRSの任意適用に対するインセンティブになっています。

IFRSと日本基準のGAAP差異について基準の優劣を語ることはできませんが、企業の業績に大きな影響を及ぼす会計処理が実質的に選択可能な状況は、解消に向けて進めていく必要のある課題ではないかと思えます。

ご質問等は下記までお願いいたします

メール : research@seiwa-audit.or.jp

ウェブサイト : <http://www.seiwa-audit.or.jp/contact/>

【KDDIの2015年3月期IFRS初度適用の調整表】(金額単位:百万円)

■ 包括利益の調整表(要約)

	日本基準 (表示組替後)	連結範囲 の差異(*1)	報告期間 の統一(*2)	認識・測定 の差異	注記	IFRS
売上高	4,573,142	△ 24,101	△ 43,157	△ 235,791	D	4,270,094
売上原価	2,565,341	△ 56,914	△ 36,209	39,008	B,D,F,I	2,511,226
売上総利益	2,007,801	32,813	△ 6,948	△ 274,799		1,758,868
販売費及び一般管理費	1,320,848	31,270	△ 2,998	△ 242,676	A,B,D-F,H-J	1,106,444
その他の収益	14,345	40	△ 46	△ 1,271	B,E,H	13,069
その他の費用	39,032	22	△ 32	△ 34,324	B,H	4,697
持分法による投資利益	5,802	△ 1,881	0	1,002	G	4,923
営業利益	668,069	△ 320	△ 3,963	1,932		665,719
金融収益	59,978	△ 329	△ 347	△ 51,085	E	8,216
金融費用	12,936	1,079	△ 337	1,924	E	15,602
その他の営業外損益	4,833	-	△ 300	-		4,533
税引前当期利益	719,944	△ 1,728	△ 4,273	△ 51,077	A,B,D-J	662,867
法人所得税費用	270,350	63	△ 963	△ 26,108		243,343
当期利益	449,593	△ 1,791	△ 3,310	△ 24,969		419,524
その他の包括利益合計	△ 7,146	-	2,945	30,482	E,F,G	26,280
包括利益	442,447	△ 1,791	△ 365	5,513		445,803

■ 利益剰余金の調整表

	IFRS 調整
日本基準の利益剰余金	2,586,144
連結範囲の差異(*1)	△ 2,420
報告期間の統一(*2)	-
認識・測定の違い	
A. のれん	26,883
B. 有形固定資産及び無形資産	207,822
C. IFRS移行日の累積為替換算差額	12,784
D. 収益認識	△ 101,413
E. 金融商品	△ 92,029
F. 従業員給付	11,034
G. 関連会社に対する投資	1,088
H. 企業結合	△ 7,184
I. 賦課金	△ 23,020
J. 税金	1,006
その他	1,246
各種調整仕訳の税効果及び非支配持分の増減	64,883
認識・測定の違い合計	103,101
IFRSの利益剰余金	2,686,824

主な調整内容

- のれんの非償却化
- 有形固定資産の減価償却方法を定率法から定額法へ変更
- IFRS移行日(2014年4月1日)現在の在外営業活動体に係る累積為替換算差額の全額を利益剰余金に振り替え(初度適用の免除規定)
- 代理店手数料を発生時費用処理から収益の控除項目へ変更、各種手数料を一括収益認識から見積平均契約期間等にわたり認識、ポイントサービスの費用負担額を引当金計上から収益の繰延へ変更
- 借入手数料を一括費用処理から契約期間にわたって費用化、時価のない有価証券を公正価値評価、資本計上していた優先株式を金融負債として認識
- 未消化の有給休暇を負債認識、数理計算上の差異を期間償却から包括利益を通じた利益剰余金処理へ変更
- のれん相当額の非償却化
- 取得関連費用を費用処理へ変更、支配の喪失を伴わない子会社に対する持分変動を資本取引として処理、要件を充足する無形資産を新たに認識
- 納付時点で認識していた固定資産税等を債務発生事象が生じた日に認識
- 上記調整に伴い発生した将来減算一時差異のうち回収可能と判断したものを繰延税金資産として認識、外形標準課税の付加価値割を法人所得税費用に計上

(*1) 議決権の32.3%を所有する持分法適用会社について、筆頭株主であることや代表取締役を派遣している点から、子会社として連結
(*2) 日本基準では、一部の子会社又は持分法適用会社について15ヶ月決算(2014年1月1日~3月31日の損益を含む)を実施